

サウジアラビアにおける家族法のゆくえ： 理論と実践



上智大学 総合グローバル学部 教授 辻上 奈美江

サウジアラビアの閣議は2022年3月8日、第429号決議によって家族法の制定を承認した¹。官報で発表された後、90日を経て施行されることとなっている。現在、ムスリムが多数派を占める国家において家族法は、概してイスラーム法に則って相続、婚姻、離婚、親子関係などを規定する法律として機能している。サウジアラビアにおいても、過去数年間にわたって、家族法制定に向けた努力が重ねられてきた。サウジアラビアの家族法の特徴とはどのようなものか。本稿では、中東諸国の事例を参考に、ジェンダー論の視点からサウジアラビアの家族法の特徴を考えてみる。

1. 中東諸国における家族法

20世紀、植民地からの脱却を果たした中東諸国の多くでは、さまざまな分野をカバーする世俗法が制定された。これに対して家族法は欧米化・世俗化が進まなかった領域であったものの、成文化は着実に進められてきた（柳橋2002：268-270）。成文化された家族法のなかには、一般的なイスラーム法とは異なる規定を設けるものも見られた。たとえば1956年3月にフランスから独立したチュニジアは同年8月に発布した家族法で、婚資と相続については基本的にイスラーム法に依拠しながらも、複婚を禁止した。また、イスラーム法では一般的に男性に離婚を宣言する権利があるが、チュニジアの家族法はあらゆる離婚が法廷でのみ有効になることを定めた。複婚と夫の離婚権は、イスラーム法で認められた明確な権利とされる。小野（2019b）によれば、チュニジアでは歴史的に複婚を認めない地域も存在したとされ、そのような法解釈の伝統が独立後の同国の家族法にも影響を与えた可能性がある。

また古典的なイスラーム法では、夫が家族を扶養する義務を負う代わりに、妻は夫の性的な求めに応じなければならないとする権利義務関係が定められているのだが、チュニジ

1 ここでいう「家族法」は、正式には「身分関係法」と呼ばれる。またサウジアラビアの一般的な法律はシャリーアと区別するために厳密には「規則」と呼ばれるが、本稿では、規定がカバーする内容に鑑み、より日本語として理解しやすい「家族法」を使用する。

アでは1993年の法改正において、この扶養・服従関係を見直した。改正家族法では、扶養・服従条項を撤廃し、「夫婦間の思いやり」という表現に改めたのである。チュニジアの家族法は、イスラーム世界のなかではジェンダー平等を志向する、欧米の人々に好まれやすい法制度といえる。ただし、それでも家族法はすべてのジェンダー問題を解決する魔法の法律ではない。チュニジアではごく短期の現地調査経験しかない筆者にも、たとえば家事や育児といった負担は女性にのしかかっていることが明らかだった（辻上2014）。

チュニジアと同時期にフランスから独立したモロッコにおいても家族法が制定されたが、その内容はより古典的イスラーム法に近いものだった。扶養・服従条項は存在し、男性の複婚と離婚権も認められた。奇しくもチュニジアと同じ1993年に法改正が行われ、男性による複婚と一方的な離婚権には制限が設けられた。また成人女性は、男性後見人の同意がなくとも婚姻契約が締結できることになった（辻上2014）。チュニジア、モロッコに加えてエジプトにおいても、結婚において後見人の合意が必要ない（OECD2017）。

国としての歴史が比較的浅い湾岸アラブ諸国においては、家族法が成文化されたのは2000年代以降である。サウジアラビアにおける家族法成立は、中東諸国内ではもちろん、湾岸アラブ諸国内でも時期としてはかなり遅れていることになる。ただしサウジアラビアの文脈では、家族法成立に向けた複数の段階を踏んできた。2013年に女性諮問評議会議員が誕生すると、女性議員の多くは家族法制定を最重要課題のひとつとみなし、成文化にむけて取り組んできた。2014年にDV禁止法が制定され、2019年には住民登録法の複数の条項が改正された。住民登録法は、国民の住居や婚姻・離婚状況を把握するために1986年に制定されたが、2019年の改正住民登録法は従来の後見人制度を大きく見直すものとなった。第一のポイントは、成人女性の居住の自由を認める方向性が示されたことである。離婚後の女性が、父親などの後見人から独立して生計を営めることを意味する。第二のポイントは、母の子に対する関係である。従来、未成年に責任を有する家長は父親のみであったのに対して、改正法では父親または母親とされた。同国ではこれまで、離婚した女性が子どもとの法的関係を確認することが難しかった。法改正によって、離婚後も女性が子どもの親としての権利を有することが示され、また必要に応じて子どもとの関係を法的に確認できるようになった（辻上2021）。

筆者紹介

2008年神戸大学大学院国際協力研究科博士後期課程修了。博士（学術）。日本学術振興会特別研究員、高知県立大学講師、東京大学特任准教授などを経て現職。

著書に『現代サウディアラビアのジェンダーと権力』（福村出版、2011年）、『イスラーム世界のジェンダー秩序』（明石出版、2014年）、共著に *Arab Women's Activism and Socio-Political Transformation* (Palgrave, 2018), *Asian Migrant Workers in the Arab Gulf States* (Brill, 2019), *Women Rising* (New York University Press, 2020), 『ジェンダー暴力の文化人類学』（昭和堂、2021年）など。専門は中東地域の比較ジェンダー論および地域研究。

2. サウジアラビア家族法の特徴

2022年3月に発表された全252条で構成される家族法案について、報道各社はムハンマド皇太子が「シャリーア（イスラーム法）を典拠とし、最新の法的傾向と近代的で国際的な司法の実践を採り入れた」と述べたと報じた。また皇太子は、同法によって裁判官の裁量権を抑制できると述べたとされるが²、法案は基本的にはスンナ派シャリーアに即した内容となっている³。先述のチュニジアやモロッコの家族法を手がかりに検討してみると、5つの特徴が浮かび上がってきた。

(1) 婚姻契約に必要な合意

家族法が保障する女性の権利を知るためのひとつの手がかりは、結婚をする際に後見人（通常は父親）の合意が必要かどうかである。チュニジア、モロッコ、エジプトでは、女性は、後見人の同意がなくとも結婚することができる。理論的には、たとえ親が反対したとしても結婚できるということになる。

サウジアラビアで新たに成立予定の家族法第13条では、婚姻契約には、夫婦両者による合意、後見人による合意、2人の証言者による証言が必要とされた。また後見人について定義する第137条では、「後見人は父親、または裁判所によって任命された人」と定められている。さらに第13条には、男性によって女性の結婚が恒久的にも一時的にも禁じられてはならない、とも記述されている。これらを併せると、婚姻契約の締結に際して、後見人の合意は必要であるのだが、後見人は、女性本人の同意なしに結婚させることも、結婚を禁じることもできないと理解することができる。

サウジアラビアは1996年に18歳未満を子どもとみなす国連子どもの権利条約に加入している⁴。だが、結婚最低年齢をはじめて設定したのは2019年のことであった。当時は結婚最低年齢を15歳とし、翌2020年1月にその年齢を18歳に引き上げたのだが、それ以前

2 た と え ば “wali al-‘ahd-s-sa‘ūdi: nizām-l-aḥwāl-s-shakḥṣīya sayasham fī-stiqrār-l-usrī (Saudi Crown Prince: Personal Status Code Will Contribute to the Family Stability”, *As-sharq-l-awsaṭ*, March 8, 2022.

<https://aawsat.com/home/article/3520036/%D9%88%D9%84%D9%8A-%D8%A7%D9%84%D8%B9%D9%87%D8%AF-%D8%A7%D9%84%D8%B3%D8%B9%D9%88%D8%AF%D9%8A-%D9%86%D8%B8%D8%A7%D9%85-%D8%A7%D9%84%D8%A3%D8%AD%D9%88%D8%A7%D9%84-%D8%A7%D9%84%D8%B4%D8%AE%D8%B5%D9%8A%D8%A9-%D8%B3%D9%8A%D8%B3%D9%87%D9%85-%D9%81%D9%8A-%D8%A7%D9%84%D8%A7%D8%B3%D8%AA%D9%82%D8%B1%D8%A7%D8%B1-%D8%A7%D9%84%D8%A3%D8%B3%D8%B1%D9%8A>（最終閲覧日：2022年4月3日）

3 法案については、hai'a al-khubarā' bi-majlis al-uzarā' のウェブサイト参照した。

<https://laws.boe.gov.sa/BoeLaws/Laws/LawDetails/4d72d829-947b-45d5-b9b5-ae5800d6bac2/1>（最終閲覧日：2022年4月3日）

4 サウジアラビアの国連子どもの権利条約への加入については UNICEF ホームページを参照した。
https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig_list.html（最終閲覧日：2022年4月4日）

は、父親の一存で幼い娘を結婚させることも珍しくなかった。たとえば2009年に内陸部カシム州のブライダという街で、父親が12歳の女の子を80歳の男性と結婚させた例がある⁵。80歳の男性は父親のいとこのひとりで、父親はこの男性から婚資（マフル）として85,000リヤル（23,000米ドル）を受け取ったとされる。かつては、借金を帳消しにするために、あるいは別の理由のために、幼い娘を高齢の男性の妻として差し出すことはそれほど珍しいことではなかった。だが家族法第9条にも18歳未満の結婚が禁じられることが記載された。これに家族法第13条が加わることによって、未成年者はもちろん、成人女性であっても強制結婚を防止できることが期待できる。

(2) 複婚

妻の扶養について定める第42条、妻の遺産相続について定める第210条など複数の条項から、複婚は禁じられていないことがわかる⁶。

サウジアラビアで複婚を実践する男女の数について複数のデータはあるものの、算出の根拠が不明なものが多く、実際の数は不明というべきだろう。これまで筆者が調査を行った経験では、サウジアラビアには複婚状態にある男女は決して珍しくなく、とくに中高年の男女の間で多い。筆者の肌感覚では、複婚関係にある人のうち、中高年の男性が同時に2人の女性と婚姻関係にある例がもっとも多い。このような男性の結婚相手は、男性より10～20歳程度は若いサウジ人女性、サウジアラビア在住の近隣アラブ出身の女性、そして夏にエジプトなどにバカンスに行った時だけ共に過ごす女性などである。賛否両論があったものの、2021年3月末には「男になれ、そして4人の妻を娶れ」というハッシュタグが急上昇したこともある⁷。すでに複婚を実践している国民がある程度存在する現状に鑑みれば、複婚禁止という規定が盛り込まれなかったのは当然の結果であったのかもしれない。

5 Alsharif, Asma. “Saudi Rights Panel Take Up Child Bride Case”, *Reuters*, February 9, 2010. <https://www.reuters.com/article/us-saudi-marriages-idUSTRE6173TQ20100208>（最終閲覧日：2022年4月4日）

6 なお、第26条は4人を超えて（つまり5人以上と）婚姻契約を結ぶことを禁止している。

7 “‘Az-zawāj min-a-rrābi‘a’ fi-ssa‘ūdiya ḥamla ‘tushajju’-tta‘addud’ yuqābilhā attuhām bi-‘stighlāl-i-l-qawā‘id (‘Marrying the Fourth’ in Saudi Arabia: A Campaign that ‘Encourages Polygamy’ Is Met with Accusations of ‘Exploiting the Rules’)”, *al-ḥurra*, March 31, 2021. <https://www.alhurra.com/saudi-arabia/2021/03/30/%D8%A7%D9%84%D8%B2%D9%88%D8%A7%D8%AC-%D8%A7%D9%84%D8%B1%D8%A7%D8%A8%D8%B9%D8%A9-%D9%81%D9%8A-%D8%A7%D9%84%D8%B3%D8%B9%D9%88%D8%AF%D9%8A%D8%A9-%D8%AD%D9%85%D9%84%D8%A9-%D8%AA%D8%B4%D8%AC%D8%B9-%D8%A7%D9%84%D8%AA%D8%B9%D8%AF%D8%AF-%D9%8A%D9%82%D8%A7%D8%A8%D9%84%D9%87%D8%A7%D8%AA%D9%87%D8%A7%D9%85-%D8%A8%D9%80%D8%A7%D8%B3%D8%AA%D8%BA%D9%84%D8%A7%D9%84-%D8%A7%D9%84%D9%82%D9%88%D8%A7%D8%B9%D8%AF>（最終閲覧日：2022年4月3日）

(3) 男性の離婚宣言権とフルウ離婚

イスラーム法における離婚は、夫が望むか、妻が望むかによってその名称や手続きが異なる。夫が望む離婚はタラークと呼ばれ、「私はあなたを離婚（タラーク）する」と宣言することによって離婚が成立する。2度目までの離婚宣言の場合は復縁することができるが、3度目の離婚宣言の後には復縁することができない⁸。この離婚宣言の権利は、男性にのみ与えられたものであり、欧米などではイスラームの非対称な男女の法的地位を象徴する例とみなされることも多い。チュニジアでは1956年の家族法によって、このような離婚は認められず、すべての離婚を法廷に持ち込むことが定められた。

これに対して、サウジアラビアの家族法では、男性の離婚宣言の権利が認められた（第79, 85, 86, 87条）。ただし、離婚は極力避けるべきことともされている（小野2019a）。サウジアラビアの家族法案においても、第80条に離婚の宣言が有効とならない場合の規定がある。なお第95条から102条は女性が慰謝料を支払って別れる「フルウ離婚⁹」を規定している。フルウ離婚は、タラーク離婚とは異なり、一度で離婚が成立する。復縁を望む場合には、新たに婚姻契約を結ぶ必要がある。

(4) 遺産相続

遺産相続について、娘は息子の半分を相続すること（第215条）、またもし亡くなった男性に複数の妻がいた場合には、妻の相続分を複数の妻で分割すること（第210条）が定められた。男女の相続額が異なることはもちろん、複数の妻で遺産を分割することもクルアーンに由来した規定である（柳橋2005：496）。

(5) 夫の扶養義務・妻の服従義務

婚資（マフル）を男性が用意し（第36条）、女性がそれを受け取る権利（第38条）が記載されたほか、婚姻関係にある男女の扶養・服従関係も明記された。男性は、自らの経済力に応じて（第46条）、生活に必要な食料、衣服、住居などを提供し、妻はそれを受け取る権利がある（第45条）。他方で、正当な理由なく妻が夫の（性的）要求を拒んだり、妻が夫婦の家で過ごさない、あるいは夫とともに旅行しない場合には、夫の扶養を受けることができないとされた（第55条）。第55条は、イスラーム法では「不服従（ヌシューズ）」に相当するものであり、ヌシューズの場合には扶養の請求権を失う（小野2019a）。

8 男性からの3回までの離婚の詳細については嶺崎（2019）のエジプトに関する解説が興味深い。

9 フルウ離婚は、妻が離婚を求め、それに夫が同意した際に成立する離婚であるが、夫が同意しなければ離婚とはならない。また夫が慰謝料を受け取らない場合にもフルウ離婚として成立せず、その場合は一般的なタラーク離婚となる（第99条）。

3. 乖離しそうな理論と実践

2022年3月に閣議で承認されたサウジアラビアの家族法は、概してイスラーム法に則した内容となった。ムハンマド皇太子が主導するビジョン2030をはじめとする諸改革は、社会の自由化に重点を置いていることが注目されてきた。女性の自動車運転解禁、女性の旅行時の後見人の廃止、映画館の解禁、街中での男女隔離の緩和など、その例は枚挙にいとまがない。また2019年に改正された住民登録法においても、女性の居住の自由や、離婚女性の子どもの法的関係の確立が保障された。制定予定の家族法案の内容は、未成年の結婚や強制結婚に歯止めをかけた。だが近年の政治社会的、そして法的展開とは一線を画し、むしろイスラーム法に立ち戻る方向性が示された。

男性は複数の女性と同時に結婚することができ、一方的に離婚する権利も有する。遺産相続も女性の2倍である。イスラームの価値規範では、男女は性別に基づいて異なる権利義務を有するとされている（青柳2020：8；桑原2015：36-37）。結婚や離婚、相続について男性が優越的な権利を有することに鑑みれば、女性が扶養される権利を確保することで、理論上は両者の権利義務が平準化されると読みとることもできるかもしれない。

では、現在のサウジアラビア社会の経済状況で、男性が扶養義務を負うことはどの程度現実的だろうか。同国で2018年1月に導入された付加価値税（当初5%）は、2020年7月から15%へと引き上げられた。インフレも継続している。他方でサウジアラビア総合統計庁によれば、サウジ人の月給の平均は7,372リヤル（2022年4月5日の為替レートでは日本円で約22万6,000円）。工業セクターでは企業の規模によっては月給が24,000リヤル（73万6,000円）を超えるが、学校教員や事務員などは4,000～5,000リヤル（12万2,000円～15万3,000円）程度である（General Authority for Statistics 2017:21）。個人の所得には課税されないとはいえ、リヤドやジェッダなどの都市部での生活は、ダブルインカムでなければ成り行かないと考える人も多い。

2人の妻と結婚しているある男性は「私1人で2つの世帯を支えるのは難しい」と漏らす。彼自身も2人の妻も高学歴・高収入だが、1人の妻につき4-5人ずついる子どもを私立のインターナショナルスクールに通わせ、習い事もさせるには費用がかさむ。この男性は、妻たちにも生活費の一部を負担してもらっているという。

働く既婚女性のなかには、「私の給料はすべて自分のもの、生活費には使わない」という女性もいる一方で、夫よりも収入が多く「自宅の購入資金の7割は私が払った」という女性もいる。後者の女性も、イスラームでは男性に扶養義務があることは百も承知だ。しかし、それぞれが望むライフスタイルを維持するには、夫の収入のみに頼ってはられない。女性にとって肝心の扶養の権利については、「理論と実践は別」と割り切らざるをえない。

最後に、この法案を読みながら、あるサウジ人女性のことが気になりになった。50歳代前半で既婚の彼女は、4人の子どもが成人したところだ。数年前から体調不良を抱え、3

年前に乳がんが発覚，さらにその後，癌の転移を知った。度重なる化学療法で痩せ細り，髪も失った。体力的にも精神的にも辛いそんな時期に，よりによって夫は別の女性と結婚することを決めた。夫の行為はとても酷いように思えるが，家族法に抵触することは何もない。そして妻はというと，これほど辛い目に遭っても，夫が先に死亡した場合には，遺産はもう1人の妻と半分ずつ分け合わなければならない。

家族法をめぐることは，今後，男性のみが「美味しい」権利を追求し，女性に不利な条件が固定化されることのないよう検証を続ける必要があるようだ。

参考文献

青柳かおる2020「ガザリーの「婚姻作法の書」にみられる夫婦観——コーラン4章34節の解釈にみられる役割分担に着目して」『比較宗教思想研究』第20輯，pp. 1-20.

小野仁美2019a「古典イスラーム法の結婚と離婚」森田豊子／小野仁美編著『結婚と離婚』明石書店，pp. 116-133.

——2019b「カイラワーン式婚姻——チュニジアの伝統的一夫一婦制」森田豊子／小野仁美編著『結婚と離婚』明石書店，pp. 150-152.

桑原尚子2015「国際人権とイスラーム——ジェンダーを中心に」『都市経営』第7巻，pp. 35-45.

辻上奈美江2014『イスラーム世界のジェンダー秩序』明石書店

——2021「住民登録法改正からみるサウジアラビアの家族法成立の見通し」中東協力センター『中東協力センターニュース』46(1) (2021年4月号)，pp. 10-16.

嶺崎寛子2019「ムスリムの離婚——エジプトの例」森田豊子／小野仁美編著『結婚と離婚』明石書店，pp. 42-57.

柳橋博之2002「家族法」大塚和夫ら編著『岩波イスラーム辞典』岩波書店，pp. 268-270.

——2005「相続法の概要」柳橋博之編著『現代ムスリム家族法』日本加除出版，pp. 491-510.

OECD2017 “The Impact of Family Law on Women’s Economic Empowerment in Selected MENA Countries.” *Women’s Economic Empowerment in Selected MENA Countries: The Impact of Legal Frameworks in Algeria, Egypt, Jordan, Libya, Morocco and Tunisia*. Competitiveness and Private Sector Development, OECD Publishing, Paris.

https://read.oecd-ilibrary.org/development/women-s-economic-empowerment-in-selected-mena-countries_9789264279322-en#page4 (最終閲覧日:2021年4月1日)

* 本稿の内容は執筆者の個人的見解であり，中東協力センターとしての見解でないことをお断りします。